

カーボン・ニュートラル認証基準 (Ver.1.0)

平成 23 年 9 月 8 日
環境省

カーボン・ニュートラル認証基準(Ver. 1.0)

平成 23 年 9 月 8 日

目次

第 1 章 総則	3
1.1 目的	3
1.2 国際的な基準との整合性	3
1.3 カーボン・ニュートラルとは	3
1.4 用語	3
1.5 基本原則	4
1.6 その他	4
第 2 章 カーボン・ニュートラル認証	5
2.1 申請	5
2.2 検証	7
2.3 認証	8
第 3 章 カーボン・ニュートラル計画登録	11
3.1 計画申請	11
3.2 計画審査	12
3.3 計画登録	12
3.4 計画登録後の計画変更	15
別紙 A 算定に係る要求事項等	17
A1 組織等の境界の設定、活動の境界の設定、算定対象範囲の設定	17
A1.1 組織等の境界の設定	17
A1.2 活動の境界の設定	17
A2 データのモニタリング	24
A2.1 モニタリングポイントとモニタリングパターン	24
A2.2 精度確保について	24
A2.3 算定に係る管理体制の構築	27
A2.4 計量器の維持・管理	29
A3 温室効果ガス排出量の算定・報告	31
A3.1 温室効果ガス排出量の算定	31
A3.2 温室効果ガス排出量の報告	33
附則：当面の特例	34

第1章 総則

1.1 目的

本基準は、カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組について、我が国におけるカーボン・ニュートラルの考え方等を明らかにするとともに、カーボン・ニュートラルの取組が適切なものであることを認証するために必要な要求事項及び手続等を定めることにより、事業者等にとって取り組みやすく、また、市民から見て分かりやすく信頼性が確保されたものとなり、もってカーボン・ニュートラルの取組が広く普及することを目的とする。

1.2 国際的な基準との整合性

本基準は、国際的に通用しうる信頼性の高いカーボン・ニュートラルの取組を我が国において推進するため、JIS Q 14064（我が国における ISO14064）規格群に準拠した基準として、JIS Q 14064 規格群の要求事項に対する追加的な要求事項により構成されている。JIS Q 14064 改訂等により本基準と齟齬が生じる内容が定められた場合は、JIS Q 14064 規格群の定めに従うものとする。

1.3 カーボン・ニュートラルとは

本基準において、「カーボン・ニュートラル」とは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

1.4 用語

本基準において用いる用語は、表1に定める場合を除くほか、JIS Q 14064 規格群において使用する用語の例による。

表1 本基準において定める用語

用語	定義
カーボン・ニュートラル検証	カーボン・ニュートラルを達成したと主張する温室効果ガスの排出量等の情報（以下「カーボン・ニュートラル報告書」という。）が、本基準の要求事項を満たし適正に作成されているかどうかを評価すること
カーボン・ニュートラル認証	カーボン・ニュートラル検証等の結果に基づき、本基準に定めるカーボン・ニュートラルを達成していることを認証すること
カーボン・ニュートラル計画審査	カーボン・ニュートラルを達成するために必要な取組や体制等を記載した計画（以下「カーボン・ニュートラル計画」という。）が、本基準の要求事項を満たし適正に作成されており、かつ確実に実施される体制となっているかどうかを評価すること
カーボン・ニュートラル計画登録	カーボン・ニュートラル計画審査等の結果に基づき、カーボン・ニュートラル計画が本基準の要求事項を満たし適正に作成されており、かつ確実に実施される見込みがあることを確認し登録すること
削減・吸収クレジット	温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証したもの

活動の境界	カーボン・ニュートラル認証又はカーボン・ニュートラル計画登録の対象となる活動の境界
算定対象範囲	活動の境界に含まれる排出源のうち、温室効果ガスの算定対象となる排出源の範囲
対象期間	その排出量を上回る削減・吸収クレジットで無効化を行うべき算定対象範囲の排出量を算定の対象とする期間

1.5 基本原則

本基準における要求事項の基本となり、様々な取組や主張を判断する際の基礎となる基本原則は、表2に定めるとおりである。

表2 本基準における基本原則

原則	内容
適切性	選択された算定対象範囲の設定や算定の方法は、意図した利用者の意思決定に資するような情報が生成されるような方法であること
完全性	活動の境界に係る排出源が漏れなく特定され、算定対象となる排出源のすべてについて温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること
一貫性	同一の方法やデータ類を使用し、各期間において排出量が比較可能なように算定が行われていること
正確性	偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること
透明性	意図した利用者が合理的な確信をもって判断できるよう、温室効果ガスに係る十分かつ適切な情報が提供されること
保守性	温室効果ガスの排出量が過小に、又はその削減が過大に評価されないことを確実にするように、保守的な数値及び手順を使用すること

1.6 その他

1.6.1 参照文書

本基準の参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施に当たっては本基準が参照文書に優先する。

適合性評価 - 適正実施規準 (JIS Q 0060 : 2006)

適合性評価 - 用語及び一般原則 (JIS Q 17000 : 2005)

適合性評価 - 第三者適合マークに対する一般要求事項 (JIS Q 17030 : 2004)

環境ラベル及び宣言 - 一般原則 (JIS Q 14020 : 1997)

環境ラベル及び宣言 自己宣言による環境主張 (JIS Q 14021:2000)

環境マネジメント - 用語 (JIS Q 14050 : 2002)

環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - 原則及び枠組み (JIS Q 14040:1997)

環境マネジメント - 環境コミュニケーション - 指針及びその事例 (JIS Q 14063 : 2007)

社会的責任に関する手引き (ISO 26000:2010)

エネルギーマネジメント - 要求事項及び使用のための手引き (ISO50001:2011)

環境マネジメントシステム - 要求事項及び利用の手引 (JIS Q 14001 : 2004)

第三者認証制度のために規格への適合を表示するための方法 (ISO/IEC Guide 23:1982)

適合マークの誤用の場合に認証機関が取る是正処置の指針 (ISO Guide 27:1983)

環境表示ガイドライン (環境省 改訂二版:2009)

The Greenhouse Gas Protocol Initiative –Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (第2案)(なお、本草案が正式版になった際には、正式版を参

照文書とする)

1.6.2 守秘義務

カーボン・ニュートラル認証を行う者(以下「認証主体」という。)及び認証主体が業務を委託した者並びに検証機関は、認証等の業務において知り得た非公知の情報について守秘する義務を負い、その業務の目的以外に使用し、又は他に開示・漏洩してはならない。

認証主体及び申請者・認証取得者は、個人情報の保護について、環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年12月環境省告示第8号)を参照し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従い適正に取り扱うほか、認証主体においては、その内規に従うものとする。

第2章 カーボン・ニュートラル認証

2.1 申請

本基準に基づきカーボン・ニュートラル認証を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、対象期間の温室効果ガス排出量の削減と算定を行い、温室効果ガス排出量以上の排出量クレジットの無効化し、別に定める様式に従い、カーボン・ニュートラル報告書を作成し、検証を受検し、検証を行う者(以下「検証機関」という。)により発行された検証報告書を添えて、認証主体にカーボン・ニュートラル認証の申請を行わなければならない。申請者は、検証及び認証に必要なデータの評価及び提供に責任をもたなければならない。

2.1.1 申請者の要件及び組織の境界

本基準における申請者の要件を次に定めるとおりとする。複数の者が共同して申請を行う場合は、代表者を定めた上で、相互の役割分担を明確にしなければならない。

法人格を有する者であること

認証主体及び検証機関から独立し、利害関係を有しておらず、かつ、国内外における法令を順守している者であること

申請者は、「組織の境界」を設定しなければならない。本基準における「組織の境界」は、申請者となる法人を単位とする。ただし、当面、別紙Aに定めるとおり、組織の一部のみを対象とすることができる。

2.1.2 カーボン・ニュートラルの取組に係る活動の境界等の設定

申請者は、本基準における活動の境界、算定対象範囲、対象期間、基準年を、次に定めるとおり設定しなければならない。本基準においては、温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等3ガス(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄)を対象とする。

自らの事業活動(温室効果ガスの吸収に寄与する活動を除く。)及び責任の範囲等を踏まえ、別紙Aに定めるとおり「活動の境界」を設定しなければならない。「活動の境界」の設定として、申請者の活動に係る直接的な温室効果ガス排出量(以下「スコープ1排出量」という。)、エネルギー起源の間接的な温室効果ガス排出量(以下「スコープ2排出量」という。)それぞれの排出源の特定を行い、別紙Aにおいて定めるものを除き、全てを算定対象としなければならない。

その他の間接的な温室効果ガス排出量(以下「スコープ3排出量」という。)については、できる限り申請者の活動に係る他者の排出源を把握し、合理的な算定方法を設定で

きない等算定が困難な場合を除き、算定対象範囲に含めることが望ましい。

申請者が任意に定める開始日から1年以上の期間において、対象期間を設定しなければならない。

2.1.4で行う温室効果ガス排出削減量評価のため、スコープ1排出量及びスコープ2排出量については、平成2年度以降の任意の年から、合理的な理由を示した上で、ひとつの基準年又は基準年度を選択し、基準となる排出量を設定しなければならない。スコープ3排出量については設定を任意とする。設定においては、複数年の平均を用いることができる。

2.1.3 温室効果ガス排出量等の算定方法の設定

申請者は、基準年及び対象期間における温室効果ガス排出量の算定や、温室効果ガス排出削減の取組を評価するに当たって用いる算定方法を、別紙Aに定めるとおり設定しなければならない。

2.1.4 温室効果ガス排出量の算定及び温室効果ガス排出削減の取組

申請者は、算定対象範囲における温室効果ガス排出削減の取組を行いつつ、基準年及び対象期間における温室効果ガス排出量を、スコープ1排出量及びスコープ2排出量に係るものとスコープ3排出量に係るものに分け、2.1.3のとおり設定した算定方法により算定し、温室効果ガス排出削減（総量削減又は原単位改善）の努力を定量化しなければならない。

なお、自らの活動の境界から創出された削減クレジットのうち、2.1.6の要件を満たすものを無効化した分については、温室効果ガス排出削減量として算入することができる。

また、法令等によって温室効果ガス排出削減目標の達成が求められている場合、当該法令を遵守していなければならない。

2.1.5 カーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量の確定

申請者は、2.1.4のとおり算定された温室効果ガス排出量をカーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量としなければならない。ただし、申請者が組織の境界外への利用者へ供給する電力、熱又は蒸気の生成に伴う温室効果ガス排出量及びスコープ3排出量については、算定されたものであっても、カーボン・ニュートラルの対象となる温室効果ガス排出量から除外することができる。

2.1.6 削減・吸収クレジットの調達と無効化

申請者は、2.1.5のとおり確定した温室効果ガス排出量以上の量の削減・吸収クレジットを調達し、無効化しなければならない。無効化に当たり、申請者は、削減・吸収クレジットの種別、シリアル番号及び削減・吸収クレジットを管理する者からの証明書を提示し、当該削減・吸収クレジットが確実に無効化されたことを証明しなければならない。本基準において用いることができる削減・吸収クレジットは、次に定めるとおりとする。

気候変動に関する国際連合枠組条約（平成6年条約第6号）の京都議定書に定める京都メカニズムクレジット（AAU, ERU, CER及びRMU。ただし、日本国内で発行されるAAU及びRMUを除く。AAUについては、温室効果ガスの排出量削減・吸収源の確保につながるものであることを申請者が証明しなければならない。）

以下の条件をすべて満たしていることが証明できる削減・吸収クレジット

- a) 日本国政府又は地方公共団体（以下「日本国政府等」という。）が運営しているJIS Q 14064-1又はJIS Q 14064-2に準拠した制度において、我が国におけるIAF（International Accreditation Forum）のMLA（Multilateral Recognition Arrangement）に署名している認定機関によるJIS Q 14065認定を取得した検証機関が、

- JIS Q 14064-3 に準拠した検証を行い、日本国政府等が温室効果ガスの削減量等を認証していること
- b) 日本国政府等による登録簿により管理されていること
- c) 日本国政府等により温室効果ガスのモニタリング、報告、検証のためのガイドラインが定められていること

2.1.7 取組の管理体制

申請者は、対象期間中カーボン・ニュートラルの取組が本基準を満たすことを確実にするための適切で有効な管理体制を構築し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにして本基準を満たすかを決定しなければならない。本項については、JIS Q 14001、JIS Q 9001 及び JIS Q 50001 を参照することができる。

2.2 検証

検証機関は、申請者からの依頼に応じて、申請者の取組が本基準の要求事項を満たしているかを審査し、別に定める様式に従い、検証報告書を発行しなければならない。検証は、JIS Q 14064-3 に準拠するほか、次に定める要求事項を満たすものでなければならない。ただし、スコープ 3 排出量の算定が含まれている場合、当該算定については別紙 A における算定方法との適合性の評価を行うこととする。

2.2.1 検証の目的

検証は、申請者が作成したカーボン・ニュートラル報告書が本基準に適合しており、申請者の取組がカーボン・ニュートラルの状態であるという意見を表明し、当該取組が認証主体に認証されることを目的とする。

2.2.2 検証機関の要件

検証機関は、JIS Q 14064-1 又は JIS Q 14064-2 に準拠した制度を利用して、我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA (Multilateral Recognition Arrangement) に署名している認定機関による JIS Q 14065 認定を取得した機関であって、申請者から独立した地位にある者でなければならない。

2.2.3 重要性

許容可能な重要性の量的基準値は、排出量全体の 5 % とする。

2.2.4 温室効果ガス排出量の検証方法

検証機関は、算定対象範囲に係る温室効果ガス排出量を検証するに当たり、試行排出量取引スキームにおける「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」又は自主参加型国内排出量取引制度における「排出量検証のためのガイドライン」(環境省)を用いることができる。

2.2.5 検証意見

検証機関は、2.1.1、2.1.2、2.1.3、2.1.4、2.1.5 における排出量の算定に係る検証の保証水準は、合理的保証であることを明示しなければならない。ただし、スコープ 3 排出量の算定が含まれている場合はスコープ 3 排出量の算定に係る検証のみ限定的保証とすることができる。

検証機関は、上記算定に係る検証の保証水準に対する判断を含め、カーボン・ニュート

ラル報告書に記載された内容が、本基準の要求事項を満たし適合しているか、本基準の要求事項を満たさず不適合であるかを決定する。

2.2.6 検証後に検出された事実

検証報告書提出後に検証報告書に重大な影響を与える可能性がある事実が検出された場合、検証機関は、適切な処置を検討した上で実施し、認証主体に報告しなければならない。

2.3 認証

認証主体は、カーボン・ニュートラル報告書及び検証報告書に基づき、申請者の取組が本基準にすべて適合していると判断する場合には、認証主体名で認証を与え、結果を申請者に通知するとともに、速やかに公表しなければならない。

2.3.1 認証に係る原則

認証は、基本原則に加え、次に定める原則に基づき行うものとする。

認証は、十分に詳細かつ包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づき、検証可能な技術的根拠をもってなされなければならない。

カーボン・ニュートラルを達成し認証を取得した旨の主張（以下「カーボン・ニュートラル宣言」という。）及びカーボン・ニュートラルラベル（以下「ニュートラルラベル」という。）の表示により表される情報は、適切かつ正確なものであって、利害関係者等を誤解させるようなものであってはならない。

カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの表示に当たっては、認証対象のサプライチェーンに関連するすべての側面を考慮したものでなければならない

カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの認証対象に関する情報は、利害関係者が、認証取得者から入手可能なものでなければならない。

カーボン・ニュートラル認証のための基準類は、すべての利害関係者が入手可能な状態であり、原則として要求に応じて提供されなければならない。

申請者に対しての情報の要求は、本基準に対する適合性評価に必要なものに限定しなければならない。

2.3.2 認証の効果

認証主体から認証を受けた申請者（以下「認証取得者」という。）は、2.3.4 及び別に定める内容を遵守することを条件に、次のことを行うことができる。

認証主体に認証書の発行を求め、当該認証書を公表すること

消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所において、カーボン・ニュートラル宣言を行うこと

消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、認証取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所に、ニュートラルラベルを表示すること

2.3.3 認証の有効期間

認証取得者は、認証を取得した日から6カ月以内の任意の日から1年以内の期間で、認証の有効期間を設定することができる。

認証取得者は、有効期間内に限り、2.3.2 に掲げることを行うことができる。ただし、有効期間内に新たにカーボン・ニュートラル認証の申請をした場合は、当該申請に対する認証が決定するまでの間を有効期間とすることができる。

2.3.4 認証取得者が認証後に遵守すべき事項

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言、認証書の公表及びニュートラルラベルの表示に当たっては、以下の内容を順守しなければならない。具体的には、ISO/IEC GUIDE23を指針として用いることができる。

認証取得者は、認証を受けた活動以外についてカーボン・ニュートラル宣言又はニュートラルラベルの表示をしてはならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言を行う又はニュートラルラベルを表示する場合、当該目的、期間、場所等の情報を示すとともに、当該宣言又はラベル表示の案を書面により事前に認証主体に報告しなければならない。

認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、認証主体、認証番号、認証主体の定めるウェブサイト、認証取得者名、対象期間、その他の必要な情報を必ず明示し、公表しなければならない。

認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、別に定める色、サイズ等を使用しなければならない。

認証取得者は、ニュートラルラベルと類似したマークを使用してはならない。

認証取得者は、ニュートラルラベルを表示する際は、消費者関連法規を遵守し、消費者に誤解を与えるような表示又は表現を避けなければならない。

認証取得者は、認証取得者以外の者が認証取得者が提供するニュートラルラベル付きの部品等を用いて製造した自らの製品等にニュートラルラベルを表示する場合、認証取得者以外の者が認証を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。

認証取得者は、認証主体の定めるウェブサイト等を通じて表3に定める事項につき情報提供を行わなければならない。

認証取得者は、認証主体に当該認証に係る報告・証明等を求められたときは、認証主体の求めに応じなければならない。

認証取得者は、ニュートラルラベルに付随する情報若しくは公開する情報は、カーボン・ニュートラルの認証内容に対して誤解を避ける方法で表示しなければならない。認証取得者は、製品包装へのニュートラルラベルの印刷を行う際には、製品適合性を示すと解釈されるような方法での表示をしてはならない。認証が製品のある部分に係る場合には、ニュートラルラベルがあたかも製品全体に適用されるとの誤解を避けなければならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言に当たり、あいまいな若しくは特定されない主張、又は漠然と環境に有益とほめかす主張をしてはならない。すなわち、“環境に安全”、“環境に優しい”、“地球に優しい”、“グリーン”、“自然に優しい”、“持続可能である”などの主張をしてはならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言、正確で、誤解を与えないものでなければならない。誤解を招くおそれがある場合、宣言に説明文を付けなければならない。説明文は、適切な大きさと、かつ、カーボン・ニュートラル宣言とともに読まれるように明確に提示しなければならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言やニュートラルラベルの表示においては、認証対象が特定されたものでなければならない。認証対象を具体的に明確に提示しなければならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言やニュートラルラベルの表示は、適切な状況又は条件下に限って行われなければならない。表現上は真実であっても、関係する事実を省略することによって、消費者に誤解を与える表現を用いてはならない。

認証取得者は、カーボン・ニュートラル宣言やニュートラルラベルの表示に関するす

すべての苦情に対して対応処置をとり、これらの記録を保管しなければならない。

表3 カーボン・ニュートラル認証時の情報提供項目

全般	認証取得者名
	活動の境界
	算定対象範囲
	カーボン・ニュートラル対象期間
	認証の有効期間
	カーボン・ニュートラル認証である旨
	認証ラベルの使用用途
排出量の認識	算定対象範囲における温室効果ガス排出源
	算定方法
	基準年及びカーボン・ニュートラル対象期間における対象活動による温室効果ガス排出量
	(任意) スコープ3 排出量の算定結果
排出削減	温室効果ガス排出削減量比較の為の基準年の排出量
	算定対象範囲における温室効果ガス排出削減の取組
	(任意) 算定対象範囲以外における、認証取得者の温室効果ガス排出削減の取組
	(任意) スコープ3 排出量の削減の取組
埋め合わせ	排出量クレジットの種類
	削減・吸収クレジットのプロジェクト名(プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む)
	削減・吸収クレジットのプロジェクトタイプ(風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等)
	削減・吸収クレジットの無効化状況・無効化方法

2.3.5 認証取得者の認証の効果に対する不正使用等に際する認証主体の措置

認証主体は、認証取得者が宣伝、カタログなどにおける不正確な言及、認証書またはニュートラルラベルの誤解を招くような使用に際しては、ISO/IEC Guide27 を指針とし、以下の是正処置、認証取消し、違反の公表及びその他必要な措置を取る。

認証主体は、認証取得者のカーボン・ニュートラル報告書に虚偽の記載がある、又は認証取得者が本基準に反しているとの疑義が生じた場合、当該事案の調査を行うため、認証取得者に資料の提供を求め、又は認証取得者の事業所等に対して必要な調査を行うことができる。認証主体は、認証取得者が当該調査に協力しない場合、認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、認証取得者のカーボン・ニュートラル報告書に虚偽の記載がある、又は、認証取得者が本基準に反していると認められる場合、当該事由の是正を勧告するとともに、その事実を公表することができる。認証主体は、認証取得者が是正措置を講じない場合、認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、緊急に必要と認められる場合、直ちに認証の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、是正措置に対する認証取得者の対応を確認し、認証の一時停止の原因となった行為が是正された場合は、その事実を公表し、一時停止の解除を行わなければならない。

2.3.6 認証の一時停止、取消

認証取得者は、認証の一時停止の間、又は取消となった日以降、認証の効果を主張できない。

認証取得者は、認証を取り消された場合、次に掲げる措置を講じなければならない。

- a) 取消の事実の公表
- b) ニュートラルラベルを使用している名刺、未出荷の商品等について、認証取消後1ヵ月以内のニュートラルラベルの表示の消去
- c) その他消費者に誤解を与えないため、認証主体が必要と認める措置

2.3.7 認証の取下げ

認証取得者は、認証主体に対し、書面により、認証の取下げを申請できる。認証主体が当該申請を妥当であると判断した場合は、これを受理し、認証の効果は消滅する。認証主体は認証の取下げの事実を周知しなければならない。

第3章 カーボン・ニュートラル計画登録

3.1 計画申請

本基準に基づきカーボン・ニュートラル計画登録を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、別に定める様式に従い、2.2.2に定める検証機関により、3.2に定める計画審査を受検し、検証機関により発行された計画審査報告書を添えて、認証主体に対してカーボン・ニュートラル計画登録の申請を行わなければならない。

3.1.1 申請における要求事項の適用

計画申請においては、カーボン・ニュートラル認証の実現に向け、2.1において要求事項として定められた取組のほか、3.1.2以下に定める取組を実行できる体制を構築しなければならない。

計画申請においては、2.1.1、2.1.2、2.1.3、2.1.5、2.1.6の要求事項を準用する。

3.1.2 計画期間及び対象期間の設定

申請者は、カーボン・ニュートラル認証に向けた取り組みを行う期間（以下、「計画期間」という）及び対象期間を、次に掲げる要件を満たすよう設定しなければならない。

計画期間の開始日は、計画申請の日から1年以内でなければならない。

計画期間の開始日から対象期間の終了日までの間は、2年以内でなければならない。

計画期間の終了日は、対象期間の終了日から6ヵ月以内でなければならない。

対象期間の開始日は、計画期間の開始日から1年以内でなければならない。

3.1.3 基準年及び対象期間における温室効果ガス排出量の算定（対象期間については試算） 温室効果ガス排出削減の取組

申請者は、2.1.4の要求事項ほか、計画期間の開始日から温室効果ガス排出削減の取組を行うとともに、基準年の温室効果ガス排出量の確定値、及び対象期間における温室効果ガス排出量の試算値を、2.1.3に定める算定方法により算定し、当該試算値をもとにカーボン・ニュートラルの実施に必要な想定クレジット量を把握しなければならない。

3.1.4 カーボン・ニュートラル認証への申請

申請者は、対象期間の終了日から6ヵ月以内にカーボン・ニュートラル認証の申請を行

わなければならない。

3.1.5 取組の管理体制

申請者は、対象期間中カーボン・ニュートラルの取組が本基準を満たすことを確実にするため、及び計画の変更に伴う体制の再構築を行うための、適切で有効な管理体制を構築し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにして本基準を満たすかを決定しなければならない。本項については、JIS Q 14001 及び JIS Q 9001 を参照することができる。

3.1.6 計画申請の回数制限

計画申請は、認証主体が別途定める場合を除き、同一の者によって一回に限り行うことができる。

3.2 計画審査

審査機関は、申請者からの依頼に応じて、申請者の取組が本基準の要求事項を満たしているかを審査し、別に定める様式に従い、計画審査報告書を発行しなければならない。計画審査は、JIS Q 14064-3 に準拠するほか、次に定める要求事項を満たすものでなければならない。ただし、スコープ 3 排出量の算定が含まれている場合、当該算定に係る排出量に対しては別紙 A における算定方法との適合性の評価を行うこととする。

3.2.1 計画審査における要求事項の適用

計画審査について、2.2.2、2.2.3、2.2.4、2.2.6 を準用する。この場合において、用語については、「検証報告書」を「計画審査報告書」と読み替える。

3.2.2 計画審査の目的

計画審査は、申請者が作成したカーボン・ニュートラル計画書が本基準に適合しており、申請者のカーボン・ニュートラルの取組が確実に実施される体制が構築され、かつ、当該取組が確実に実施される見込みであるという意見を表明し、当該計画が認証主体において登録されることを目的とする。

3.2.3 計画審査意見

検証機関は、3.3.1 及び 3.1.3 における基準年排出量の算定に係る検証の保証水準は、合理的保証であることを明示しなければならない。ただし、スコープ 3 排出量の算定が含まれている場合はスコープ 3 排出量の算定に係る検証のみ限定的保証とすることができる。

検証機関は、上記算定に係る検証の保証水準に対する判断を含め、カーボン・ニュートラル計画書に記載された内容が、本基準の要求事項を満たし適合しているか、本基準の要求事項を満たさず不適合であるかいずれかを決定する。

3.3 計画登録

認証主体は、カーボン・ニュートラル計画書及び計画審査報告書に基づき、申請者の計画が本基準にすべて適合していると判断する場合には、認証主体名で計画登録を与え、結果を申請者に通知するとともに、速やかに公表しなければならない。

3.3.1 認証における要求事項の適用

計画登録について、2.3.1、2.3.4、2.3.5、2.3.6、2.3.7 の定めを準用する。この場合において、用語については、表 4 のとおり読み替える。

表4 カーボン・ニュートラル認証と計画登録の用語の読替表

カーボン・ニュートラル認証	計画登録
カーボン・ニュートラル宣言	カーボン・ニュートラル計画宣言
ニュートラルラベル	カーボン・ニュートラル計画ラベル(以下「ニュートラル計画ラベル」という。)
カーボン・ニュートラル報告書	カーボン・ニュートラル計画書
認証取得者	計画登録取得者

3.3.2 計画登録の効果

計画登録取得者は、3.3.4 及び別に定める内容を遵守することを条件に、計画期間の開始日からカーボン・ニュートラル認証を取得する日までに限り、次のことを行うことができる。ただし、計画登録取得者が計画期間内にカーボン・ニュートラル認証の申請を行ななかった場合、計画期間の終了日以降は行うことができない。

認証主体に計画登録書の発行を求め、当該計画登録書を公表すること
次に定める定型表現を用いるほか、消費者等に誤解を与えない限りにおいて、計画登録を受けた活動についてのみ認証を取得した旨を表明すること(以下「カーボン・ニュートラル計画宣言」という。)

(計画登録取得者)の (活動の境界)に対する 年から 年(対象期間)におけるカーボン・ニュートラルを達成するための計画が (認証主体)において登録されました。

計画登録を受けた活動についてニュートラル計画ラベルを使用すること
消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、計画登録取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所において、カーボン・ニュートラル計画宣言を行うこと
消費者等に誤解を与えない限りにおいて、事業所、計画登録取得者が提供する商品、サービス等の任意の箇所に、ニュートラル計画ラベルを表示すること

3.3.3 計画登録取得者が登録後、計画期間中に遵守すべき事項

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言、計画登録書の公表及びニュートラル計画ラベルの表示に当たっては、以下の内容を順守しなければならない。具体的には、ISO/IEC GUIDE23 を指針として用いることができる。

計画登録取得者は、登録された計画に基づきカーボン・ニュートラルを達成するために必要な取組を行う、その計画を変更しようとする場合は、3.4 に定めるとおり必要な手続きを経なければならない。

計画登録取得者は、計画登録を受けた活動以外についてカーボン・ニュートラル計画宣言又はニュートラル計画ラベルの表示をしてはならない。

計画登録取得者がカーボン・ニュートラル計画宣言を行う、又はニュートラル計画ラベルを表示する場合は、目的、期間、場所等の情報を示すとともに、当該計画宣言及び計画ラベル表示の案を書面により事前に認証主体に報告しなければならない。

計画登録取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、認証主体、認証番号、認証主体の定めるウェブサイト、計画登録取得者名、計画している対象期間、その他の必要な情報を必ず明示し、公表しなければならない。

計画登録取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、別に定める色、サイズ等を使用しなければならない。

計画登録取得者は、ニュートラル計画ラベルと類似したマークを使用してはならない。

計画登録取得者は、ニュートラル計画ラベルを表示する際は、消費者関連法規を遵守し、消費者に誤解を与えるような表示又は表現は避けなければならない。

認証取得者は、認証取得者以外の者が計画登録取得者が提供するニュートラル計画ラベル付きの部品等を用いて製造された自らの製品等にニュートラル計画ラベルを表示する場合、計画登録取得者以外の者が計画登録を取得していると消費者等に誤解を与えないようにしなければならない。

計画登録取得者は、認証主体の定めるウェブサイト等を通じて表5に定める事項につき情報提供を行わなければならない。

計画登録取得者は、認証主体が、計画登録取得者に対し当該認証に係る報告・証明を求めたときは、調査に協力し、情報を提供しなければならない。

計画登録取得者がニュートラル計画ラベルに付随する情報及び公開する情報は、カーボン・ニュートラルの認証内容に対して誤解を避ける方法で表示しなければならない。計画登録取得者は、製品包装へのニュートラル計画ラベルの印刷を行う際には、製品適合性を示すと解釈されるような方法での表示をしてはならない。計画登録が製品のある部分に関係する場合には、ニュートラル計画ラベルがあたかも製品全体に適用されるとの誤解を避けなければならない。

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言に当たり、あいまいな若しくは特定されない主張、又は漠然と環境に有益とほのめかす主張をしてはならない。すなわち、“環境に安全”、“環境に優しい”、“地球に優しい”、“グリーン”、“自然に優しい”、“持続可能である”などの主張をしてはならない。

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言は、正確で、誤解を与えないものでなければならない。誤解を招くおそれがある場合、計画宣言に説明文を付けなければならない。説明文は、適切な大きさで、かつ、カーボン・ニュートラル計画宣言とともに読まれるように明確に提示しなければならない。

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言やニュートラル計画ラベルの表示に当たっては、登録対象が特定されたものでなければならない。登録対象を具体的に明確に提示しなければならない。

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言やニュートラル計画ラベルの表示は、適切な状況又は条件下に限って行われなければならない。表現上は真実であっても、関係する事実を省略することによって、消費者に誤解を与える表現を用いてはならない。

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画宣言やニュートラル計画ラベルの表示に関するすべての苦情に対して対応処置をとり、これらの記録を保管しなければならない。

表5 計画登録時の情報提供項目

計画全般	計画登録取得者名
	活動の境界
	算定対象範囲
	(カーボン・ニュートラル)対象期間
	計画登録である旨
	計画期間
	計画登録ラベルの使用用途
排出量の認識計画	算定対象範囲における温室効果ガス排出源
	算定範囲・算定方法

	基準年及びカーボン・ニュートラル対象期間における対象活動による温室効果ガス排出量
	(任意) スコープ3 排出量の算定計画
排出削減計画	計画期間における温室効果ガス排出削減の取組計画
	算定対象範囲における温室効果ガス排出削減量比較のための基準年度
	算定対象範囲における温室効果ガス排出削減の取組計画
	(任意) 算定対象範囲以外における登録取得者の温室効果ガス排出削減の取組
	(任意) スコープ3 排出量の削減の取組
埋め合わせ計画	削減・吸収クレジットの種類
	削減・吸収クレジットのプロジェクト名(プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む)
	削減・吸収クレジットのプロジェクトタイプ(風力発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等)
	削減・吸収クレジットの無効化状況・無効化方法

3.3.4 計画登録取得者の登録の効果に対する不正使用等に対する認証主体の措置

認証主体は、計画登録取得者が宣伝、カタログなどにおける不正確な言及、登録書またはニュートラルラベルの誤解を招くような使用に際しては、ISO/IEC Guide27 を指針とし、以下の是正処置、認証取消し、違反の公表及びその他必要な措置を取る。

認証主体は、計画登録取得者のカーボン・ニュートラル計画に虚偽の記載がある、計画登録取得者が認証された計画に基づく取組を行うことが困難である、又は計画登録取得者が本基準に反しているとの疑義が生じた場合、当該事案の調査を行うため、計画登録取得者に資料の提供を求め、又は計画登録取得者の事業所等に対して必要な調査を行うことができる。認証主体は、計画登録取得者が当該調査に協力しない場合、計画登録の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、計画登録取得者のカーボン・ニュートラル計画に虚偽の記載がある、計画登録取得者が登録された計画に基づく取組を行うことが困難である、又は計画登録取得者が本基準に反していると認められる場合、当該事由の是正を勧告するとともに、その事実を公表することができる。認証主体は、計画登録取得者が是正措置を講じない場合、計画登録の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、緊急に必要と認められる場合、直ちに計画登録の一時停止又は取消をするとともに、その事実を公表することができる。

認証主体は、是正措置に対する認証取得者の対応を確認し、計画登録の一時停止の原因となった行為が是正された場合は、その事実を公表し、計画登録の一時停止の解除を行わなければならない。

3.4 計画登録後の計画変更

3.4.1 変更の届出

計画登録取得者は、カーボン・ニュートラル計画の内容について、その変更により本基準の要求事項を満たさなくなるおそれのある変更をしようとする場合は、当該変更を実施する日から起算して30営業日より以前に、その理由及び変更内容を示し、認証主体に計画変更届を行わなければならない。

3.4.2 計画変更の効果

計画登録取得者が計画変更届を提出した後も、認証主体により計画登録の一時停止又は取消を受けない限り、計画登録の期間が継続するものとして、3.3.2に定める登録の効果を主張することができる。

3.4.3 計画変更の承認

認証主体は、計画登録取得者の計画変更届出について、登録結果に影響が生ずるおそれがあると認める場合は、計画登録取得者に対して再計画審査の受検を指示し、その結果を踏まえ当該届出を承認することができる。ただし、認証主体が当該変更事由による登録結果への影響が軽微と判断した場合は、再計画審査を経ることなく当該変更を承認できる。

認証主体は、再計画審査の結果に基づき、当該計画登録取得者に、是正の勧告、登録範囲の変更、登録の一時停止又は登録の取消を行うとともに、その事実を公表することができる。

別紙 A 算定に係る要求事項等

カーボン・ニュートラル認証基準 2.1.1、2.1.2 及び 2.1.3 の別紙で定める内容は以下のとおりとする。

A1 . 組織等の境界の設定、活動の境界の設定、算定対象範囲の設定

A1.1 組織等の境界の設定

組織等の境界の設定とは、カーボン・ニュートラルの対象として、法人単位とするか、工場・事業場等の一部取り出しかの決定を行うことを指す。

申請者は、事業所、法人の一部のみをカーボン・ニュートラルの取組の対象とする場合、次に掲げるガイドラインのいずれかを参照し、当該ガイドラインの名称、版及び当該ガイドラインを選択した理由を示さなければならない(以下当該対象として設定した範囲を「組織等の境界」という。)

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において用いられているマニュアル。同制度の対象外となっている申請者であっても当該マニュアルにおける特定事業所の定義にしたがいカーボン・ニュートラルの取組の対象を設定し、算定等を行うことができる。

試行排出量取引スキームにおける「自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン」(内閣官房、経済産業省、環境省)

試行排出量取引スキームに参加していない申請者や、自主行動計画に参加している申請者であっても当該ガイドラインにおける工場・事業所の定義にしたがいカーボン・ニュートラルの取組の対象を設定し、算定等を行うことができる。あるいは、自主行動計画策定業種に属する目標設定参加者であっても当該業種の自主行動計画の算定の対象範囲を活用する場合は、これらを適切に活用して、排出源の特定、算定対象範囲の確定を行うことができる。

自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」(環境省)

自主参加型国内排出量取引制度に参加していない申請者であっても当該ガイドラインにおける工場・事業所の定義にしたがいカーボン・ニュートラルの取組の対象を設定し、算定等を行うことができる。

対象期間中に、法人の合併・分割又は工場・事業場・設備の新增設・買収・売却によって、組織等の境界に変更があった場合には、本基準に基づく制度における組織等の境界も変更し、算定対象範囲も変更し、排出量の算定を行わなければならない。

A1.2 活動の境界の設定

活動の境界の設定とは、組織等の境界として設定された範囲における、温室効果ガスが排出される活動を把握し、当該活動に関する排出源を特定することを指す。

温室効果ガスが排出される活動は、認証基準2.1.2に定める通り以下のように分類される。

表6 温室効果ガスが排出される活動の分類

申請者の活動に係る直接的な温室効果ガス排出量（スコープ1排出量）	申請者が所有または支配している設備等から生じる排出量
エネルギー起源の間接的な温室効果ガス排出量（スコープ2排出量）	申請者の組織等の境界内に受け入れて消費する、電力・熱または蒸気の、生成段階での間接的な排出量
その他の間接的な温室効果ガス排出量（スコープ3排出量）	上記以外の間接的な排出量

A1.2.1 算定対象となる活動

本基準では2.1.2に定める通り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロンガス等3ガスを対象とする。申請者は自らの組織等の境界内において行われる活動のうち、スコープ1及びスコープ2に該当するものを表7より把握し、算定対象活動としなければならない。スコープ3については、環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」の最新の検討結果（平成23年8月時点最新版を表8に掲載）GHGプロトコルイニシアティブ「The Greenhouse Gas Protocol Initiative -Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (第2案)」の最新版、又はその他認証主体が認める方法により把握し、算定対象活動とすることができる。

なお、施設の運転開始・運転停止・緊急事態における非定常時の排出も算定対象としなければならない。

表 7 算定対象となる活動の種類（スコープ1及びスコープ2）

	活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
			CO ₂ (I※)	CO ₂ (非I※)	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆
スコープ1	エネルギーの使用	燃料の燃焼							
スコープ2		他人から供給された電気の使用							
スコープ2		他人から供給された熱の使用							
スコープ1		燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用							
スコープ1		電気炉（製鉄用、製鋼用、合金鉄製造用、カーバイド製造用）における電気の使用							
スコープ1	燃料の漏出	石炭の採掘							
スコープ1		原油又は天然ガスの試掘							
スコープ1		原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施							
スコープ1		原油又は天然ガスの生産							
スコープ1		原油の精製							
スコープ1		都市ガスの製造							
スコープ1		工業プロセス	セメントの製造						
スコープ1		生石灰の製造							
スコープ1		ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造							
スコープ1		ソーダ灰の製造							
スコープ1		ソーダ灰の使用							
スコープ1		アンモニアの製造							
スコープ1		シリコンカーバイドの製造							
スコープ1		カルシウムカーバイドの製造							
スコープ1		エチレンの製造							
スコープ1		カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用							
スコープ1		電気炉を使用した粗鋼の製造							
スコープ1		ドライアイスの使用							
スコープ1		噴霧器の使用							
スコープ1		化学製品の製造（カーボンブラック、アジピン酸）							
スコープ1		麻酔剤の使用							

	活動分野	活動の種類	温室効果ガス						
			CO ₂ (I注)	CO ₂ (非I注)	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆
スコープ1	農業	家畜の飼養（家畜の消化管内発酵）							
スコープ1		家畜の排せつ物の管理							
スコープ1		稲作							
スコープ1		耕地における肥料の使用							
スコープ1		耕地における農作物の残さの肥料としての使用							
スコープ1		農業廃棄物の焼却							
スコープ1	廃棄物	廃棄物の埋立処分							
スコープ1		工場廃水の処理							
スコープ1		下水、し尿等の処理							
スコープ1		廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用							
スコープ1	HFC 等3ガス	アルミニウムの製造							
スコープ1		マグネシウム合金の鋳造							
スコープ1		クロロジフルオロメタン（HCFC-22）の製造							
スコープ1		ハイドロフルオロカーボン（HFC）の製造							
スコープ1		パーフルオロカーボン（PFC）の製造							
スコープ1		六ふつ化硫黄（SF ₆ ）の製造							
スコープ1		家庭用電気冷蔵庫等HFC封入							
スコープ1		製品の製造におけるHFCの封入							
スコープ1		業務用冷凍空調機器の使用開始におけるHFCの封入							
スコープ1		業務用冷凍空調機器の整備におけるHFCの回収及び封入							
スコープ1		家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄におけるHFCの回収							
スコープ1		プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用							
スコープ1		噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入							
スコープ1		噴霧器の使用							
スコープ1		変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入							
スコープ1		変圧器等電気機械器具の使用							
スコープ1		変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収							
スコープ1		変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収							
スコープ1		半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における使用							
スコープ1	溶剤等の用途への使用								

* 上記表は、算定報告マニュアルver. 3.2の表II-2-7をもとに作成。なお、活動の設定に当たっては、どのような産業でどのような活動が該当するのか（同マニュアル表II-2-8）、及びGHGの種類毎にどのような活動がありうるか（同マニュアルII-211ページ～215）を参照すること。

表8 算定対象となる活動の種類 (スコープ3)

	区分	算定対象カテゴリ	活 動
スコープ3	上 流	1 原材料の製造等	原材料・部品が製造されるまでの活動
スコープ3		2 原材料の輸送	原材料・部品が自社に届くまでの物流や貯蔵
スコープ3		3 電気・熱の製造過程での燃料調達	他社から調達している電気や熱等の発電等に必要な燃料の調達
スコープ3		4 施設及び設備の建設・製造	事業所内の施設・設備の建設・製造
スコープ3		5 自社の事業活動からの廃棄物処理 (自社処理を除く)	自社で発生した廃棄物の輸送、処理
スコープ3	自 社*	8 営業活動・出張	雇用者の営業活動(営業者等)、従業員の出張
スコープ3		9 雇用者の通勤	従業員が事業所に通勤する際の移動
スコープ3	下 流	10 顧客の移動	製品を製造している事業者における顧客の移動
スコープ3		11 製品の流通(リース資産等を含む)	製品の輸送、貯蔵、小売
スコープ3		12 製品・リース資産の使用	使用者(消費者・事業者)による製品の使用・維持管理
スコープ3		13 製品・リース資産の廃棄	使用者(消費者・事業者)による製品の廃棄時の輸送、処理

* 本表は「環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」の検討結果をもとに作成しているが、当該検討結果における区分6(事業所としての排出)及び区分7(事業者連結ベースでの排出)については、本基準におけるスコープ1又は2に該当する活動となることから、スコープ3の活動種類の一覧となる本表には掲載していない。

A1.2.2 算定対象の設定

活動の境界のうち、スコープ3の算定を行うか否かを決定しなければならない。算定を行わない場合は、スコープ1、2排出量が算定対象範囲となり、行う場合はスコープ1、2及び3が算定対象範囲として設定される。

なお、算定対象範囲内で発生する温室効果ガスであっても、当該ガスを回収し利用している場合、又は原料等として外部に供給し大気放出を伴わないことを証明できる場合は、当該排出量は算定の対象から除くことができる。

(例) 原料等として外部に供給し大気放出を伴わない事例

- ・ 飲料の炭酸化に使用される温室効果ガス
- ・ 製品中に取り込まれ出荷される温室効果ガス
- ・ 原料等として外部に販売される温室効果ガス

A1.2.3 排出源

(1) 排出源の定義

排出源とは、組織等の境界内にある算定対象活動(表7、及び8)を行う設備等を指す。組織等の境界外から供給された電気・熱の使用に伴う排出量の把握においては、取引メータ等を一つの排出源と見なす。排出源は設備等の単位ごとに把握する必要がある。なお、工場設備用と事務所用で電力計が分かれている(契約が分かれている)場合や、対象工場・事業場内に複数の法人が存在し、各法人の電気使用量等が精度管理された積算電力量計等により管理されている場合は、個別の積算電力計等ごとにそれぞれ独立した排出源とみなす。

排出源の例

受電設備、焼成炉、ボイラ、タービン発電機、乾燥炉、吸収式冷凍機、構内フォークリフト等の車両、LPG ボンベ、焼却炉（補助燃料の使用がある場合）

（２） 排出源の特定方法

排出源の特定に際しては複数の資料を参照することが望ましい。重油、灯油、軽油、ガソリンなどの液体燃料の場合は、消防法第10条に基づき、一定規模以上の危険物貯蔵施設および危険物取扱施設が特定されている。また、LPG使用施設は高圧ガス保安法第2条により、高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設および高圧ガス取扱施設が特定されている。上記の2つの法令により、重油、灯油、軽油、ガソリン、LPGを使用する施設の特定が可能である。ただし、これらの法令だけでは、ボンベでの購入、或いは比較的小規模な排出が排出源として認識されない可能性がある。また、ISO14001などの環境マネジメントシステムを利用し、環境側面抽出表から排出源を特定する場合も、当該工場・事業場の環境側面に含まれていない重要な排出源を見落とす可能性が生じる。

したがって、これらの法令や環境マネジメントシステムに関する情報とともに、場内設備配置図や購買品リストの併用や、現場視察において排出源が網羅的に特定されていることを確認しなければならない。排出源を特定したプロセス（参照した文書など）は検証機関等による検証・審査の対象となるため、明確にしておかなければならない。検証・審査の手続及び必要な書類等は、自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」第1部第6章を参照することができる。

（３） 少量排出源の扱い

本制度では、活動の境界内の排出源であっても、下記のいずれかに該当する場合には、少量排出源として算定の対象外とすることができる。

いかなる場合にも適用可能な基準

組織等の境界内における総排出量の0.1%未満の排出源

年間排出量規模に応じて適用可能な基準

- ・組織等の境界内における排出量が1,000t-CO₂/年 以上：組織等の境界内に存在する排出量10 t-CO₂/年 未満の排出源
- ・組織等の境界内における排出量が1,000 t-CO₂/年 未満：組織等の境界内に存在する排出量1 t-CO₂/年 未満の排出源

また、組織等の境界内において下記のいずれかに該当する工場等を保有する場合、当該工場等をひとつの少量排出源とみなし、前年の値を次年にそのまま用いることができる。

エネルギー使用量15kl未満/年の工場等であり、組織の境界内における総エネルギー使用量の1%未満の範囲の工場等

エネルギー起源CO₂以外のGHGが30t-CO₂未満/年の工場等であって、組織等の境界内排出量の1%未満の範囲の工場等

申請者は、申請者は、少量排出源についても排出源の把握を行った上で排出量を概算し、少量排出源に該当することを確認しなければならない。検証・審査時にその根拠の提示を求められることもある。

以下に、少量排出源の例を示す。工場等によっては使用量が多いため、少量排出源に該

当しない場合も考えられる。そのため、申請者は少量排出源かどうかを概算等により確認しなければならない。また、以下に該当する設備であっても、他の排出源と一元的に燃料使用量をモニタリングしている場合には、算定対象としなければならない。

表9 少量排出源の例

排出源	事例
LPGボンベ	事務棟、管理棟、試験施設等で燃料として使用。コージェネレーション施設や焼却炉での着火用・助燃用で使用されているケースもある。
暖房機器	事務所の暖房用に燃料を使用。
給湯機器	事務所の給湯用に燃料を使用。
芝刈機	工場/事業場の緑化整備等で使用。
非常用発電機	停電時の電源として使用。年に1回程度は点検を行っているため、燃料の使用がある。
構内車両	フォークリフト等構内で使用する車両燃料で燃料を使用
廃棄物焼却炉	小型廃棄物焼却炉において助燃用として燃料を使用する。廃棄物燃焼であるので、廃棄物の燃焼によってCO ₂ が発生することも注意が必要。
アセチレンボンベ	工場での補修作業等で使用。
消火用ポンプ	消火作業時の放水用エンジンポンプ。年に1回程度は消防訓練での使用があると考えられる。
CO ₂ 消火器	特別高圧受変電設備などに常備してある。年に1回程度は消防訓練での使用があると考えられる。
VOC燃焼装置	揮発性有機化学物質の燃焼に際して、燃料を使用する。塗装工場、印刷工場などで使用されている。
ドライアイス	食料品の冷却・保存で使用する。液化炭酸ガスの形で使用している場合は使用量が多い場合もあるため、注意が必要である。

また、以下に、少量排出源となる活動量の目安の量を示す。

表10 年間排出量 10t に相当する活動量の目安*

活動種別	使用量
A重油	4 kl未満
C重油	4 kl未満
灯油	5 kl未満
軽油	4 kl未満
ガソリン	5 kl未満
LPG	4 t未満、又は2千m ³ N未満
都市ガス	4千Nm ³ 未満(45GJ/千Nm ³ の場合)
アセチレン	3 t未満

ドライアイス	10 t未満
CO2ボンベ	10 t未満

* 単位発熱量および排出係数にデフォルト値を使用した場合の参考値である。業者からの成分表や実測に基づく方法を使用する場合は、この限りではない。

A2 データのモニタリング

A2.1 モニタリングポイントとモニタリングパターン

モニタリングポイントとは、活動量を把握する位置を示したものである。モニタリングポイントを設定する際は、正確に活動量を把握するために最適な位置を選ばなければならない。モニタリングポイントは一般的には計量器の位置と一致するが、購買量データを使用する場合には、燃料タンク等の工場・事業場における燃料の受入口となる。また、排出源とモニタリングポイントは必ずしも1：1で対応する必要はなく、複数の排出源の活動量を一つのポイントでモニタリングすることも可能であり、逆に一つの排出源の活動量を複数のポイントでモニタリングしても良い。

モニタリングパターンとは、活動量のモニタリング方法を分類したものであり、以下のパターンに大別され、申請者は各モニタリングポイントに応じたパターンを設定しなければならない。

- パターンA：購買量に基づく方法（使用データ：納品書等）
 - パターンA-1：購買量のみで把握
 - パターンA-2：購買量＋在庫変動で把握
- パターンB：実測に基づく方法（使うデータ：計測値）
- その他の方法：パターンA又はBに該当しない方法でのモニタリングは原則として認められないため、認証主体に所定の様式で個別に事前相談すること。

購買量は、精度管理された計量器に基づく供給側のデータのため、高い信頼性が確保されている蓋然性が高く、モニタリングパターンとしてはAが最も推奨される。一方、自ら計測してモニタリングを行うパターンBについては、A2.2に述べる要求制度レベル、及びA2.5に述べる精度管理の基準を満たす計量器を使用しなければならない。

A2.2 精度確保について

申請者は、各モニタリングポイントにおいて、精度よくデータを計測しなければならない。確保すべき精度は、「要求精度レベル」として示され、1～4まで設定される。要求精度レベル1が最も精度が低く、要求精度レベル4が最も高い。活動の種類や活動量ごとに最低限要求される精度レベルが決まる（表11参照）ため、申請者は自らのモニタリングの精度レベル（以下、自己精度レベル）（表12参照）がこれを満たすように、モニタリングパターンを選択したり計量器の精度を確保したりしなければならない。

要求精度レベルと自己精度レベルは、「活動量」「単位発熱量」「排出係数」のそれぞれで決まるため、どれかひとつでも要求精度レベルを満たせなかった場合、そのモニタリング方法は使用してはならない。

モニタリング方法が満たすべき条件
 要求精度レベル 自己精度レベル

なお、活動量のモニタリングにおいて、モニタリングパターンAを選択した場合は、精度管理された計量器に基づく供給側のデータである蓋然性が高く信頼性が確保されていると想定されるため、精度レベルによる評価は不要とする。

また、購買量データを使用する場合、検針日等により期ずれが発生する可能性があるが、おおむね対象期間に相当する使用量であれば期ずれの修正は不要とする。

「モニタリングにおける自らの精度レベルの確認

以下に活動量（エネルギー使用量）や、燃料の単位発熱量、排出係数のモニタリングにおいて、使用する計量器の精度や把握方法別に与えられる精度レベルを示す。申請者は、以下の表を参考に、自分のモニタリング方法がどの精度レベルになるかを確認しなければならない。

表11 モニタリングにおける自己精度レベルの区分

活動の種類	燃料・原料の種類	精度レベル	活動量のモニタリングにおける計量器精度	単位発熱量・排出係数のモニタリングにおける方法別精度
燃料の使用	固体燃料、 液体燃料、 気体燃料	4	器差 ± 1.0%以内	-
		3	器差 ± 2.0%以内	事業者による実測値
		2	器差 ± 3.5%以内	供給会社による提供値
		1	器差 ± 5.0%以内	デフォルト値
電力、熱の使用	電力、 産業用蒸気、 温水・冷水・ 蒸気	4	器差 ± 1.0%以内	-
		3	器差 ± 2.0%以内	-
		2	器差 ± 3.5%以内	-
		1	器差 ± 5.0%以内	デフォルト値
廃棄物の 燃焼等、 工業プロ セス		4	器差 ± 1.0%以内	-
		3	器差 ± 2.0%以内	事業者による実測値
		2	器差 ± 3.5%以内	供給会社による提供値
		1	器差 ± 5.0%以内	デフォルト値

モニタリングにおける要求精度レベル等の確認

以下に活動量（エネルギー使用規模ごと）に求められるモニタリング精度のレベルを示す。基本的に、活動量が多いほど要求制度レベルが高く設定され、逆に活動量が少なければ要求精度レベルが低く設定されている。

排出係数、単位発熱量及び換算係数（以下、排出係数等）については、一部を除き、基本的に温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）、試行排出量取引スキームにおける「自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン」又は、自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」（環境省）で示すデフォルト値を使うことができる。

石炭、コークス等の固体燃料については、産地等によって単位発熱量や炭素含有量が変わるため、モニタリング精度レベルが2以上（燃料供給会社による提供値又は自らの実測値）でなければならない。また、都市ガスは地域によって単位発熱量が異なるため、原則としてガス供給会社に確認しなければならない（精度レベル2）。

上記デフォルト値等、申請者以外が作成するデータを引用する場合には、公表者及び公表年度等に一貫性のある値を使用しなければならない。一貫性のある値を使用できない場合は、その理由を示さなければならない。

表12 活動の種類、活動量ごとの要求精度レベル

活動の種類	燃料・原料の種別	活動量	活動量 精度レベ ル	単位発熱 量 精度レベ ル	排出係数 精度レベ ル
固体燃料の使用	一般炭、コークス 等	1,000t 以上	3	2	2
		100t 以上 1,000t 未満	2		
		100t 未満	1	1	1
液体燃料の使用	A 重油、B・C 重 油、 灯油、軽油、 ガソリン等	5,000kl 以上	3	1	1
		500kl 以上 5,000kl 未満	2		
		500kl 未満	1		
気体燃料の使用	都市ガス	区分無し	1	2	1
	LPG (気体)	2,500 千 m ³ 以上	3	1	1
		250 千 m ³ 以上 2,500 千 m ³ 未満	2		
		250 千 m ³ 未満	1		
	LPG (液体)	5,000t 以上	3	1	1
		500t 以上 5,000t 未満	2		
		500t 未満	1		
	LNG (液体)	5,000t 以上	3	1	1
		500t 以上 5,000t 未満	2		
500t 未満		1			
電力の使用	電力	9,000 万 kWh 以 上	4		1
		450 万 kWh 以上 9,000 万 kWh 未 満	3		
		450 万 kWh 未満	2		
熱の使用	産業用蒸気、 温水・冷水・蒸気	区分無し	1		1
廃棄物の燃焼 等		区分無し	1		1
工業プロセス		区分無し	1		1

注1) パターンAで供給側が設置した計量器を使用している場合、活動量に関する計量器の自己精度レベルと上記の要求精度レベルの確認は不要。

注2) 単位発熱量や排出係数の要求精度レベル1 は、デフォルト値を使うことができることを意味する。
注3) 上記の燃料種別に記載されていない燃料の要求精度レベル については、認証主体に問い合わせなければならない。

その他算定に用いるデータについて

排出係数等について、上記 で記載される値以外を用いる場合は、認証主体に所定の様式で算出根拠を示し、事前に個別相談すること。

算定に必要なデータは、対象期間に対応する、入手可能な最新の値を用いなければならない。用いることができない場合は、合理的な理由を示さなければならない。

算定が複数年度にわたる場合等、各年度における温室効果ガスの排出量及び削減量の算定において使用する活動量や排出係数等が対象期間内に変更されている場合は、その合理的な理由を示すとともに、都度対応を記録しなければならない。

A2.3 算定に係る管理体制の構築

本基準 2.1.7 及び 3.1.5 において、JIS Q 14001 及び JIS Q 9001 を参照しながら、対象期間中カーボン・ニュートラルの取組が本基準を満たすことを確実にし、かつ計画の変更に伴う体制の再構築を行うための、適切で有効な管理体制を構築し、実施し、維持し、継続的に改善し、どのようにして本基準を満たすかを決定することを求めているが、以下に算定に係る具体的な取り組み内容について記載する。

A2.3.1 モニタリング体制の構築

申請者は、排出量を正確に算出するための適切なモニタリング体制、算定体制を整備しなければならない。データの漏れや間違い等をなくすためには、データを収集・把握する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効である。具体的には以下の事項を実施しなければならない。

- ・責任者や担当者の任命：必要な業務を整理し、業務ごとに担当者を定める。
- ・チェック体制の整備：収集されたデータが必ず確認されるような仕組みを構築する。
- ・手続きの確立：誰が何をいつするかを定め誰にでもわかりやすく示す。

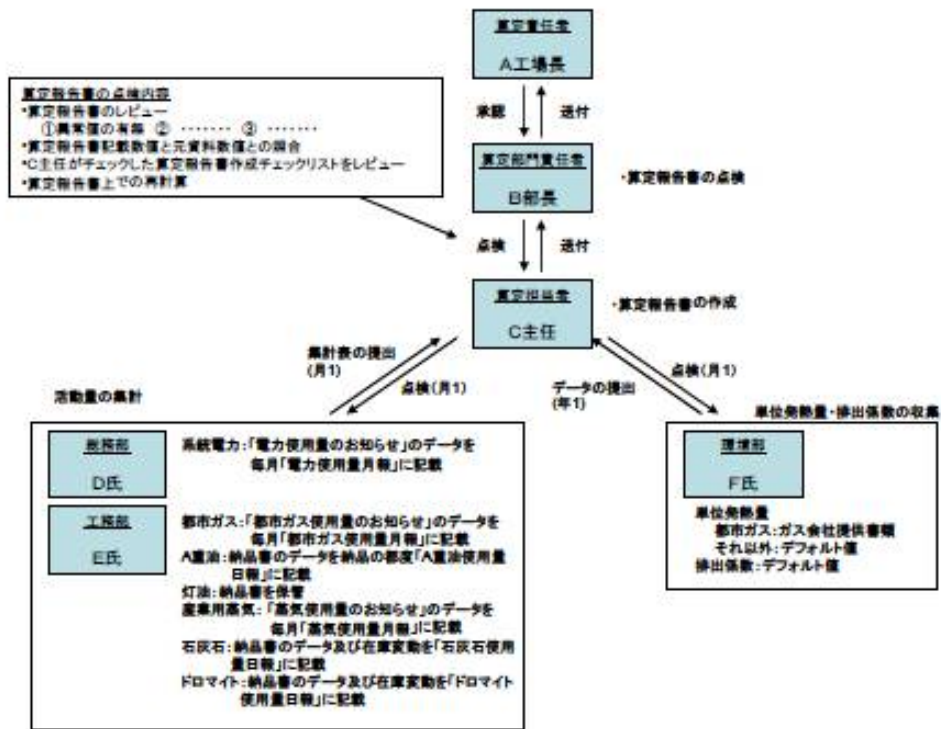
算定責任者は最高責任者として、算定報告書の作成やデータの管理・保管等の実施に責任を持ち、未実施の場合には関係者に対して是正させなければならない。

また、算定担当者は、排出量の算定で考慮する排出活動の把握、排出量データの算定、算定報告書の作成の実施を行わなければならない。

更に算定責任者は、モニタリングポイントの管理責任者及び担当者を任命しモニタリングポイントでのデータの把握、計量器の維持管理（検定/定期検査含む）を行わなければならない。

以上の内容を踏まえた体制図を記述し、誰が何の作業をいつ行うかを定めなければならない。「ISO 14064-1:2006 温室効果ガス - 第1部：温室効果ガスの放出及び除去の定量化並びに報告のための組織レベルでの手引付き仕様」に基づいたマネジメント体制の構築や、EMS（環境マネジメントシステム）を導入している申請者は、マネジメントシステムの中で、データのモニタリングや温室効果ガス排出量の算定を行えるような体制とすることも効果的であろう。以下の図は、モニタリング・算定体制の一例である。

他にも、対象工場・事業場内に数多くの施設があり、多くの担当者を配置する場合もあれば、設備や施設の数が多い場合は少人数で算定体制を構築するなど、様々なケースが考えられる。いずれにしても、データの収集方法・算定手順・各担当者の責任を明確にし、モニタリングで得られたデータを定期的にチェックしていくような体制を構築しなければならない。



A2.3.2 品質保証 (QA) ・ 品質管理 (QC)

温室効果ガス排出量の把握に当たってはデータを正確に把握することが重要であり、データの品質を確保する仕組みを構築しなければならない。基本的には、体制の整備と個々のデータチェックの二つのアプローチを実施することでデータの品質向上が期待される。一般的に、前者を品質保証 (Quality Assurance: QA)、後者を品質管理 (Quality Control: QC) と呼ぶ。

品質保証 (Quality Assurance, QA) の例

- 定期的 (1~2 回/年程度) に、自らが担当する役割以外の事項に対して、内部監査員として任命された者が内部監査を行い以下の役割を果たす。
 - 全ての記録の中から任意にデータを取り出して、定められたやり方どおりに、記録、入力、確認が行われていることを確認する。
 - 全ての記録の中から任意にデータを取り出して、算定報告書に表示された事項に対し、全ての重要な点において、算定及び報告の基準である本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。
- において、是正が必要となる場合、 の定められたやり方も見直す等の是正措置を勧告し、是正措置の効果を把握する。

品質管理 (Quality Control, QC) の例

- 2 度の入力、プルーフチェックなどにより請求書データに入力ミスがないかを確認する。
- データ入力後に前年同月データ等の他のデータと比較して、入力ミスや異常値がないかを確認する。

QA / QC の具体的な方策は以下のとおり。

(1) 教育・訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び排出量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、排出量の把握における信頼性確保のために重要である。具体的には、社内のモニタリング体制やモニタリング手順、計量器の維持管理、算定報告書記載方法等についての説明を行わなければならない。

環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムを導入、あるいはエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）のエネルギー管理指定工場である場合は、マネジメントシステムの体制を利用し、基礎データのモニタリングや温室効果ガス排出量のモニタリング精度の管理を組み込むこともできる。

(2) 情報の保管

申請者は、検証機関等及び認証主体 等が排出量の算定結果を再計算できるように、排出量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、保存しなければならない。

(3) データの確認

報告データの信頼性を高めるため、データのチェックを行わなければならない。チェック方法としては、収集単位の確認、納品書や月報との突き合わせ、成分分析データの確認、他の関係データとの比較、経年的なデータ変化や事業所間の比較、恣意的データ・外れ値の識別等が想定される。

データのチェックは、納品書データ入力時の入力担当者自身による自己チェックのみならず、データを集計する際の算定担当者等によるチェックなど、複数人を介して実施することにより、入力ミスを低減することが可能である。

(4) 二酸化炭素排出量データの情報管理

申請者は、データのモニタリング及び収集、排出量の算定、報告等の一連の報告プロセスの体制を構築し、実施しなければならない。これらのプロセスは、定期的に行わねばならない。また、データのモニタリング及び収集、排出量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置が取られなければならない。環境マネジメントシステム又はエネルギーマネジメントシステムを導入している申請者は、自社内のマネジメントシステムの中で、データモニタリングに関する仕組みについてもマネジメントレビューの対象とすることが望ましい。

A2.4 計量器の維持・管理

A 2.4.1 モニタリングにおける計量器の役割

正確な温室効果ガス排出量のモニタリングを行うためには、一定の精度が確保された信頼性の高い計量器を使用しなければならない。

(1) 活動量をモニタリングする場合

計量法では、特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの（検定の有効期間が定められている特定計量器にあっては、その有効期間内であるもの）を用いることを義務付けている。このため、パターンBのモニタリングにおいて特定計量器を使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。また、非自動はかりについては、都道府県の実施する定期検査の受検義務がある。なお、上記以外の計量器をモニタリングに使用する場合には、事前に認証主体 に相談すること。

(2) 単位発熱量、排出係数をモニタリングする場合

単位発熱量や排出係数のデフォルト値を使用せず、測定を行う場合は、原則としてJIS 準拠の試験方法により測定しなければならない。

A 2.4.2 計量器の器差

器差とは、当該計量器の値と基準となる計量器の値の差や割合のことで、計量器の有する構造上の誤差である。

$$\text{器差} = \text{計量値} - \text{基準となる計量器の値}$$

器差は計量器の精度を示すものであり、使用する計量器の器差がモニタリング精度に大きな影響を与えるため、申請者は使用する計量器の最大公差の値を「計量器検査成績書」等を参照して確認し、当該計量器を使用する場合の精度レベル評価を確認しなければならない。したがって、最大公差の大きい計量器を使う場合には、その活動で求められるモニタリングの要求精度レベルを満たさない場合もあり、より精度の高い計量器の設置が求められる可能性もある。

<用語解説>

「特定計量器」... 取引や証明における計量や、消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして計量法で定めるもの。具体的には、質量計、燃料油メータ、ガス・温水メータ、電力量計等があり18 器種が規定されている。

「検定」... 製造、輸入又は修理された特定計量器の構造や器差が法令で定める基準に適合しているかどうかを国などの指定を受けた検定機関が検査すること。

「定期検査」... 特定計量器のうち、非自動はかりなど政令で定めるものの性能及び器差が計量法で定める基準に適合しているかどうかを都道府県などが定期的に検査すること。なお、定期検査は1年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

「校正」... その計量器の表示する物象の状態の量と計量法の規定による指定に係る計量器又は指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定すること。

「器差」... 検定等に合格する条件として許容される計量器の器差の最大値

A3 温室効果ガス排出量の算定・報告

A3.1 温室効果ガス排出量の算定

スコープ1排出量及びスコープ2排出量の算定は、前章までに示した方法でモニタリングしたデータを用い、原則として以下の式で算定する。

$$\begin{aligned} < \text{燃料の燃焼由来} > & \text{GHG 排出量} = \text{活動量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \\ < \text{その他} > & \text{GHG 排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \end{aligned}$$

活動の種類に対応するより具体的な算定方法については、本別紙Aに定める要求事項を満たす限りにおいて、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）、試行排出量取引スキームにおける「自主行動計画非参加企業向けモニタリング・算定・報告ガイドライン」、又は自主参加型国内排出量取引制度における「モニタリング・報告ガイドライン」（環境省）に記載された方法を用いることができる。

上記ガイドラインに示されている方法以外で排出量を算定することも可能であるが、本別紙Aに定める要求事項を満たす方法であることを明示しなければならない。

活動量はモニタリングポイントごとに把握し、年間活動量の合計値をそれぞれの活動量単位で小数点以下切り捨てとし、整数値で記入しなければならない。また、排出量はそれぞれのモニタリングポイントごとにCO2換算するものとし、1 t-CO2 未満は切り捨てとし、整数値で報告しなければならない。

スコープ3排出量の算定は、以下に定める「環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」において示された以下の算定方法のいずれかを用いなければならない。それ以外の方法を用いる場合は、認証主体の承認を得なければならない。

関係する取引先等から排出量の提供を受ける。

（ が不可能な場合 ） 「排出量 = 活動量 × 排出原単位」

なお、 の場合、事業者の活動実態に即した排出原単位を用いることがより望ましい。具体的に、 において用いることが可能な算定方法は表13の通り（環境省「サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量算定方法検討会」より）

表13 カテゴリごとの排出原単位作成方法

カテゴリ区分	算定方法	活動量の把握方法	排出原単位 作成方法	
			国内	海外
上流	1. 原材料の製造等	一次下請けからの原材料調達量(もしくは金額) × 原単位	企業の調達関連データもしくは製品の材料構成データより把握	
	2. 原材料の輸送	燃料法 燃料使用量 × 原単位 燃費法 輸送距離 / 燃費 × 原単位	企業の調達関連データ等より把握	企業の調達関連データ等より把握(燃費はサンプルで)
			3EID(基本分類403部門)をベースに算出(自社の業種に応じた算出についても例示)	
			算定・報告・公表制度の排出原単位を引用	

			も可)	
	トンキロ法 輸送トンキロ × 原単位	企業の調達 関連データ等 より把握 標準的なシ ナリオに基づ き算定		物流から生じる CO ₂ 排出量のディスクロージャー に関する手引き (国土交通政策研究所) 排出原単 位を引用
3. 電 気・熱 の製造 過程で の燃料 調達	電気・熱使用量 × 原単位	企業の使用 量実績デー タを把握		CFP 試行事業 DB 排出原単位をベースに算出
4. 施設 及び設 備の建 設・製 造	建設・製造費用 × 原単位	企業の会計 データ等よ り把握		3EID (基本分類 403 部門) 排出原単位及び産業連 関表の付帯表「固定資本マトリックス (民間)」 をベースに算出
5. 自 社の 事業 活動か らの廃 棄物処 理 (自 社処理 を除 く)	廃棄物の処 理・リサイ クル量 (も しくは金 額) × 原 単位	企業の廃棄 物処理実績 データ等よ り処理方 法別の量 を把握 企業の廃棄 物処理実績 データ等よ り廃棄物 発生量を 把握		算定・報告・公表制度及び CFP 試行事業 DB 排出原 単位をベースに算出
自 社	燃料 燃料使用量 × 原単位	企業の使用 量実績デー タを把握		算定・報告・公表制度排出原単位を引用
	電気 電力使用量 × 原単位	企業の使用 量実績デー タを把握	算定・報告・公表制度 排出原単位を引用	『CO ₂ Emissions from Fuel Combustion 2010』 (IEA) 排出原単位を引用
	熱 熱使用量 × 原 単位	企業の使用 量実績デー タを把握		算定・報告・公表制度排出原単位を引用
	5.5 ガス 活動量 × 原単 位	企業の実績 データを把握		算定・報告・公表制度排出原単位を引用
	6. 事業 所とし ての排 出 (自 社の貨 物車も 含む)			
7. 事業 者連結 ベース での排 出	カテゴリ 6 と同 様	カテゴリ 6 と 同様		カテゴリ 6 と同様
8. 営業 活動・ 出張	移動等に伴う 燃料使用量 or 交通費支給額 × 排出原単位	サンプル調 査や交通費支 給実績等によ り把握		3EID (基本分類 403 部門) 及びカーボン・オフセ ットフォーラム排出原単位をベースに算出

	9. 雇 用 者 の 通 勤	カ テ ゴ リ 8 と 同 様	カ テ ゴ リ 8 と 同 様	3EID (基本分類 403 部門) 及び各種統計をベースに算出	
下 流	10. 顧 客 の 移 動	顧 客 移 動 量 × 排 出 原 単 位	標 準 的 な シ ナ リ オ に 基 づ き 算 定	カテゴリ 9 と同様	
	11. 製 品 の 流 通 (リ ー ス 資 産 等 を 含 む)	カ テ ゴ リ 2 と 同 様	カ テ ゴ リ 2 と 同 様	カテゴリ 2 と同様	カテゴリ 2 と同様
	12. 製 品 ・ リ ー ス 資 産 の 使 用	使 用 時 の エ ネ ル ギ ー 消 費 量 × 原 単 位	製 品 ご と に 標 準 的 な 使 用 時 の シ ナ リ オ を 設 定 <u>モニタリ ング結果等 を使用する ことにより 、より実態 に即した値 を用いるこ とが望まし い</u>	算定・報告・公表制度 排出原単位を引用	算定・報告・公表制度排 出原単位を引用 『CO2 Emissions from Fuel Combustion 2010』 (IEA) 排出原単位を引用
	13. 製 品 ・ リ ー ス 資 産 の 廃 棄	廃 棄 物 の 処 理 ・ リ サ イ ク ル 費 用 or 量 × 原 単 位	製 品 ご と に 標 準 的 な 廃 棄 時 の シ ナ リ オ を 設 定 <u>リサイク ルの実態把 握ができて いる製品に ついては、 リサイクル 実績等を用 いて算定</u>	カテゴリ 5 と同様	

A3.2 温室効果ガス排出量の報告

申請者は、算定した自らの排出量を、定められた様式にて報告しなければならない。

附則：当面の特例

1．検証機関の暫定的な要件

2.2.2 における検証機関の要件にかかわらず、当面、JIS Q 14064-1 組織検証又は JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証に申請し我が国における IAF (International Accreditation Forum) の MLA(Multilateral Recognition Arrangement)に署名している認定機関により受理されていることを要件とする。

なお、JIS Q 14064-1 組織検証においては、認定分野および CSR 報告書における温室効果ガス排出量のレビュー評価の有無を問わず、JIS Q 14064-2 プロジェクト妥当性確認、プロジェクト検証においては、認定分野の如何を問わない。

2．平成 24 年度までに発行された削減・吸収クレジットの取扱いに関する特例

平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、2.1.6 の要件を満たさない削減・吸収クレジットであっても、日本国政府または地方公共団体が発行している削減・吸収クレジットのうち、認証主体が別に認めるものについては、カーボン・ニュートラルのため無効化する削減・吸収クレジットの一部として用いることができるものとする。ただし、無効化する削減・吸収クレジットの総量の過半については、2.1.6 の要件を満たす排出量クレジットを用いなければならない。

3．暫定的な認証主体

カーボン・ニュートラルの取組の実態に即して本基準の継続的な改善を図るため、当面、認証主体は環境省とする。

4．計画登録日以前の取組

計画登録の申請日以前からカーボン・ニュートラル計画に基づく温室効果ガス排出削減活動等を実施している場合、次の要件を満たすものについては、計画登録の申請を行うことができる。

計画の実施開始日からの温室効果ガス算定対象範囲、算定方法が、申請内容と一致していること

計画の実施開始日からの温室効果ガス排出量の算定範囲、算定方法、活動量、原単位、排出削減、排出量の埋め合わせ等が検証可能であること

計画の実施開始日から温室効果ガス排出削減が実施されており、申請内容と整合していること

計画の実施開始日以降に公表・情報提供されてきた内容が、申請内容と整合していること

計画の実施開始日からの、温室効果ガス排出量の算定範囲、算定方法、活動量、原単位、排出削減、排出量の埋め合わせ等の内容が、申請内容と整合していること

計画の実施開始日後 1 年以内に申請しなければならない。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までは、5 年以内であること

5．適用期間

この附則の規定は、当面適用することとし、平成 25 年 3 月 31 日に廃止する。